

大阪市水道局告示第59号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

令和6年9月13日

大阪市水道局長 谷川友彦

名称	所在地	指定日
株式会社金井設備	兵庫県川西市小戸3丁目19番28号	令和6年 8月31日
株式会社アットプラン	大阪府堺市中区東山802番地1	
株式会社三和石材	大阪市城東区諏訪4丁目17番21号	
株式会社リブラ	大阪府堺市西区浜寺船尾町西5丁目6番地	
株式会社共和エンジニアリング	大阪府東大阪市宝持4丁目4番21-202号	
日本水道サービスセンター株式会社	大阪府四条畷市岡山2丁目1番10号	
株式会社福原住宅設備	大阪府岸和田市戎町9番48号	
さいきでんき	大阪市西淀川区姫里1丁目25番13号	

(水道局工務部給水課)